

ダイオキシン類の排出量の目録 (排出インベントリー)

令和7年3月

環 境 省

目 次

1. 基本的考え方	1
2. 対象発生源の選択	1
3. 推計年次及び排出量の表示方法	1
4. 排出量の推計結果	3
5. 削減目標の達成評価	3
6. 各発生源の排出量の推計方法	12
(I) 大気への排出	12
1) 一般廃棄物焼却施設	12
2) 産業廃棄物焼却施設	12
3) 小型廃棄物焼却炉等	12
4) 火葬場	14
5) 製鋼用電気炉	14
6) 鉄鋼業焼結工程	14
7) 亜鉛回収施設	15
8) アルミニウム第二次精錬・精製施設	15
9) アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程	15
10) 自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程	15
11) アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程	15
12) 自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程	16
13) 製紙（ＫＰ回収ボイラー）	16
14) 塩ビモノマー製造施設	16
15) クロロベンゼン製造施設	17
16) アルミナ繊維製造施設	17
17) セメント製造施設	17
18) 石灰製造施設	18
19) 鋳鍛鋼製造施設	18
20) 銅一次製錬施設	18
21) 鉛一次製錬施設	18
22) 亜鉛一次製錬施設	19
23) 銅回収施設	19
24) 鉛回収施設	19
25) 伸銅品製造施設	19
26) 銅電線・ケーブル製造施設	19
27) 自動車製造（アルミニウム鋳物・ダイカスト製造）施設	20
28) 自動車用部品製造（アルミニウム鋳物・ダイカスト製造）施設	20
29) 火力発電所	21
30) たばこの煙	21
31) 自動車排出ガス	21

(Ⅱ) 水への排出	24
1) 一般廃棄物焼却施設	24
2) 産業廃棄物焼却施設	24
3) パルプ製造漂白施設	25
4) 塩ビモノマー製造施設	25
5) アルミニウム合金製造（アルミニウム圧延等）	25
6) アルミニウム合金製造（自動車・自動車部品製造）	26
7) カプロラクタム製造（塩化ニトロシル使用）施設	26
8) クロロベンゼン製造施設	26
9) 亜鉛回収施設	26
10) 下水道終末処理施設	26
11) 共同排水処理施設	27
12) 最終処分場	27
13) P C B 処理施設	28
14) フロン類破壊施設	28

ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）

1. 基本的考え方

ダイオキシン類の排出インベントリーについては、「ダイオキシン対策推進基本指針」（以下「基本指針」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（以下「削減計画」という。）」に基づき、毎年整備することとなっている。

2. 対象発生源の選択

これまで整備した排出インベントリーの発生源の考え方と同様、環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源とした。

3. 推計年次及び排出量の表示方法

(1) 排出インベントリーは、法に基づくダイオキシン類（PCDD、PCDF、コプラナーPCB）を対象に、平成9年から令和5年の各年の排出量について整備した。平成9年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、平成20年以降の排出量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

(2) 排出インベントリーの備考欄に推計の基となったデータの出所を推計年ごとに明示した。

(3) 平成24年8月に変更した削減計画において、「排出インベントリーを作成するにあたり、主要な発生源については毎年、その他の発生源については数年間隔で排出量の推計を行う。」とされていることから、平成23年より、過去5年間の排出量の平均的な割合が大きいものや公共性の高い施設等については主要な発生源として毎年排出量を推計し、その他の発生源については、3年に1度排出量を推計することとした。またその他の発生源について、排出量の推計を行わない年は、排出量を至近年と同値とした。

令和5年の発生源別の主要な発生源・その他の発生源の区分と排出量推計状況を表1に示す。

表1 発生源別の主要な発生源・その他の発生源の区分と排出量推計状況(令和5年)

発 生 源	主要な発生源・ その他の発生源の区分	排出量推計状況 (●が推計を行ったもの)
1. 大気への排出		
一般廃棄物焼却施設	主要な発生源	●
産業廃棄物焼却施設	〃	●
小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	〃	●
小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	〃	●
火葬場	〃	●
製鋼用電気炉	〃	●
鉄鋼業焼結工程	〃	●
亜鉛回収施設	〃	●
アルミニウム第二次精錬・精製施設	〃	●
アルミニウム圧延業/アルミニウムスクラップ溶解工程	その他の発生源	
自動車解体・金属スクラップ卸売業/アルミニウムスクラップ溶解工程	〃	
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業/アルミニウムスクラップ溶解工程	〃	
自動車製造・自動車部品製造業/アルミニウム切削くず乾燥工程	〃	
製紙(KP回収ボイラー)	〃	
塩ビモノマー製造施設	〃	
クロロベンゼン製造施設	〃	
アルミナ繊維製造施設	〃	
セメント製造施設	〃	
石灰製造施設	〃	
鋳鍛鋼製造施設	〃	
銅一次製錬施設	〃	
鉛一次製錬施設	〃	
亜鉛一次製錬施設	〃	
銅回収施設	〃	
鉛回収施設	〃	
伸銅品製造施設	〃	
銅電線・ケーブル製造施設	〃	
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	〃	
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	〃	
火力発電所	〃	
たばこの煙	〃	
自動車排出ガス	〃	
2. 水への排出		
一般廃棄物焼却施設	主要な発生源	●
産業廃棄物焼却施設	〃	●
パルプ製造漂白施設	その他の発生源	
塩ビモノマー製造施設	〃	
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	〃	
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	〃	
カブロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設	〃	
クロロベンゼン製造施設	〃	
亜鉛回収施設	主要な発生源	●
下水道終末処理施設	〃	●
共同排水処理施設	その他の発生源	
最終処分場	主要な発生源	●
PCB処理施設	〃	●
フロン類破壊施設	〃	●

4. 排出量の推計結果

1～3に基づきダイオキシン類の排出量の目録として取りまとめた結果については、表2のとおり。年々排出総量は減少し、令和5年は、平成15年から約73%減少（平成9年から約99%減少）し、104～106 g－TEQ／年となっている。

5. 削減目標の達成評価

平成24年8月に変更した削減計画において、ダイオキシン類削減目標量は176 g－TEQ／年となっている。

この削減目標と比較すると、令和5年排出総量の101 g－TEQ／年^{注)}は、目標量を下回っており、削減目標は達成されたと評価される。

注) 平成24年8月に変更した削減計画において、目標設定対象から除外された発生源（火葬場、たばこの煙、自動車排出ガス）を除いた量。

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(1/8)

発 生 源	排 出 量 (g-TEQ/年)							備 考						
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
I.大気への排出														
一般廃棄物焼却施設 注8	5,000	1,550	1,350	1,018	812	370	71	(2)	(2)	(2)	(5)	(9)	(13)	(17)
産業廃棄物焼却施設	1,500	1,100	690	555	533	265	74	(1)	(2)	(2)	(5)	(9)	(13)	(17)
小型廃棄物焼却炉等(法規制対象) 注9, 注11	-	-	-	326	158	79	37	-	-	-	(14)	(14)	(14)	(18)
小型廃棄物焼却炉(法規制対象外) 注9	700 - 1153	700 - 1153	517 - 848	218 - 349	184 - 296	33 - 56	35 - 60	→	(14)	(14)	(14)	(14)	(14)	(18)
火葬場	2.1 - 4.6	2.2 - 4.8	2.2 - 4.9	2.2 - 4.8	2.2 - 4.9	2.3 - 5.1	2.3 - 5.1	(2)	(2)	(7)	(11)	(15)	(19)	(22)
製鋼用電気炉 注13	228.5	139.9	141.5	131.1	95.3	95.5	81.5	(3)	(3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)
鉄鋼業焼結工程	135.0	113.8	101.3	69.8	65.0	51.1	35.7	(3)	(3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)
亜鉛回収施設	47.4	25.4	21.8	26.5	9.2	14.7	5.5	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム第二次精錬・精製施設 注6	21.3	19.4	13.6	12.8	15.0	14.4	14.9	(3)	(3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程 注10	3.8	3.8	3.8	3.8	2.2	1.6	1.9	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程 注11a, 注12	5.3	5.3	5.3	5.3	2.2	0.2	0.46	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程 注11a	0.036	0.036	0.036	0.036	0.044	0.014	0.014	→	→	→	(8)	(12)	(16)	(20)
自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程	0.24	0.24	0.24	0.24	0.13	0.02	0.09	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
製紙(KP回収ボイラー) 注11b	0.042	0.040	0.040	0.042	0.039	0.031	0.078	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
塩ビモノマー製造施設	0.20	0.20	0.20	0.19	0.29	0.29	0.30	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
プロパガン製造(塩化ニトリル使用)施設 注5	0.00048	0.00049	0.00050	0.00050	0.00045	0.00041	0.00009	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
クロロベンゼン製造施設	0.0010	0.0011	0.0011	0.0012	0.0012	0	0	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
硫酸カリウム製造施設 注5	0.058	0.051	0.053	0.054	0.016	0	0	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
アルミナ繊維製造施設	0.096	0.099	0.097	0.106	0.105	0.183	0.207	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
セメント製造施設 注4	4.70	4.05	3.94	4.01	3.18	0.88 (2.85)	1.11 (3.60)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
耐火物原料製造施設 注5	0.00129	0.00104	0.00101	0.00096	0.00080	0.00086	0.00101	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
耐火レンガ製造施設 注5	0.035	0.028	0.027	0.029	0.027	0.026	0.023	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
瓦製造施設 注11a, 注5	0.41	0.35	0.34	0.35	0.33	0.31	0.30	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
板ガラス製造施設 注5	0.0048	0.0040	0.0042	0.0040	0.0035	0.0039	0.0045	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
ガラス繊維製造施設 注5	0.0053	0.0048	0.0048	0.0051	0.0050	0.0050	0.0055	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
電気ガラス製造施設 注5	0.055	0.052	0.056	0.061	0.048	0.047	0.039	(8)	(8)	(8)	(8)	(16)	(16)	(20)
光学ガラス製造施設 注5	0.058	0.061	0.060	0.061	0.054	0.051	0.060	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
フリット(珪酸原料)製造施設 注5	0.0049	0.0039	0.0037	0.0039	0.0036	0.0027	0.0031	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
フリット(珪酸原料等)製造施設 注5	0.00070	0.00057	0.00056	0.00056	0.00056	0.00048	0.00046	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(20)
ガラス容器製造施設 注5	0.088	0.081	0.078	0.074	0.071	0.069	0.064	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
ガラス食器製造施設 注5	0.018	0.017	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
タイル製造施設 注5	0.00130	0.00108	0.00096	0.00097	0.00095	0.00091	0.00083	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
衛生陶器製造施設 注5	0.029	0.024	0.022	0.021	0.019	0.021	0.021	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
こう鉢製造施設 注5	0.00063	0.00054	0.00050	0.00045	0.00041	0.00036	0.00032	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
陶磁器食器製造施設 注5	0.022	0.019	0.017	0.015	0.013	0.012	0.011	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
ガイシ製造施設 注5	0.0079	0.0076	0.0068	0.0064	0.0060	0.0058	0.0055	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
石灰製造施設 注11a	1.01	0.95	0.95	1.01	0.94	0.93	0.99	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
鋳鋼製造施設	0.60	0.60	0.46	0.52	0.49	0.36	0.37	→	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
鋼一次製錬施設	4.89	4.89	0.45	0.59	0.31	0.52	0.56	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
鉛一次製錬施設	0.055	0.055	0.038	0.189	0.230	0.058	0.010	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
亜鉛一次製錬施設	0.334	0.334	0.131	0.121	0.076	0.111	0.102	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
銅回収施設	0.053	0.053	0.048	0.038	0.013	0.088	0	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
鉛回収施設	1.23	1.23	0.44	0.62	0.13	0.22	0.15	→	(8)	(8)	(12)	(12)	(16)	(20)
貴金属回収施設 注5	0.031	0.031	0.046	0.056	0.012	0.005	0.009	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
伸銅品製造施設 注11a	3.16	3.16	1.16	1.28	1.30	1.30	1.37	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
銅電線・ケーブル製造施設 注11b	1.21	1.21	1.18	1.21	1.07	1.00	0.59	→	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設 注5	0.44	0.44	0.45	0.50	0.48	0.25	0.26	→	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設 注14	0.98	0.98	0.98	0.98	3.62	1.97	0.88	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.35	0.35	0.35	0.35	0.23	0.13	0.16	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
火力発電所	1.63	1.55	1.64	1.71	1.61	1.86	1.96	(3)	(3)	(3)	(8)	(12)	(16)	(20)
たばこの煙	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	(1)	(1)	(1)	(6)	(10)	(14)	(18)
自動車排出ガス 注11b	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	→	→	→	→	→	(14)	(18)

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(2/8)

発 生 源	排 出 量 (g-TEQ/年)							備 考						
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
2水への排出														
一般廃棄物焼却施設	0.044	0.044	0.035	0.035	0.019	0.008	0.004	→	(6)	(6)	(6)	(10)	(14)	(18)
産業廃棄物焼却施設	5.27	5.27	5.29	2.47	1.47	0.856	0.599	→	(6)	(6)	(6)	(10)	(14)	(18)
パルプ製造漂白施設	0.74	0.71	0.74	0.73	0.90	0.65	0.46	(4)	(4)	(4)	(8)	(12)	(16)	(20)
塩ビモノマー製造施設	0.54	0.53	0.55	0.20	0.58	0.16	0.10	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	0.338	0.066	0.091	0.054	0.075	0.024	0.026	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	0.0015	0.0015	0.0015	0.0015	0.0067	0.0003	0.003	→	→	→	(8)	(12)	(16)	(20)
カプロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設	2.504	2.524	2.527	1.795	0.072	0.11	0.11	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
クロロベンゼン製造施設	0.0118	0.0114	0.0114	0.0120	0.0097	0.0051	0.0019	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
硫酸カリウム製造施設 注5	0.078	0.074	0.076	0.081	0.028	0	0	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アセチレン製造施設 注5	1.796	1.610	1.627	1.762	0.018	0.017	0.019	(8)	(8)	(8)	(8)	(12)	(16)	(20)
アルミナ繊維製造施設 注5	0.117	0.129	0.124	0.139	0.017	0.0021	0.0005	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(20)
ジオキサジンバイオレット製造施設 注5	0.012	0.013	0.014	0.015	0.012	0.015	0.005	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(20)
亜鉛回収施設 注15	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036	0.0036	0.0026	0.0066	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
黄色系顔料中間体製造施設 注5	0.00073	0.00073	0.00073	0.00073	0.26518	0	0	→	→	→	(12)	(12)	(16)	(20)
4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設 注5	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00071	0.00014	→	→	→	→	→	(16)	(20)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設 注5	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000012	0.0000003	→	→	→	→	→	(16)	(20)
下水道終末処理施設	1.09	1.09	1.09	1.09	0.99	0.505	0.540	→	→	→	(6)	(10)	(14)	(18)
共同排水処理施設	0.126	0.126	0.126	0.126	0.107	0.208	0.203	→	→	→	(6)	(10)	(14)	(18)
最終処分場	0.093	0.093	0.093	0.056	0.027	0.021	0.020	→	(1)	←	(6)	(10)	(14)	(18)
担体付き触媒の製造施設からの排ガス処理施設 注5	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	→	→	→	→	→	→	→
PCB処理施設 注7	－	－	－	－	－	0.00000013	0.000000022	－	－	－	－	－	(14)	(18)
フロン類破壊施設 注7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	7,680	－ 8,135	3,695	－ 4,151	2,874	－ 3,208	2,393	－ 2,526	1,899	－ 2,013	942	－ 968	373	－ 401
うち水への排出	12.8	12.3	12.4	8.7	4.4	2.6	2.1							

注1) 1: 排出量の単位: g-TEQ/年。平成9年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、平成20年以降の排出量は可能な範囲でWHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

注) 1a: 自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程、アルミニウム鑄物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程、瓦製造施設、石灰製造施設、伸銅品製造施設の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

注) 1b: 製紙(KP回収ボイラー)、銅電線・ケーブル製造施設、自動車排出ガスの排出量はデータの一部に毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

2: 備考欄の矢印は、矢印の指し示す方向の推計年と同様の排出があったとみなしたことを示す。

3: 小型焼却炉は、事業所設置で焼却能力200kg/h未満のもの。

4: () 内の値は、産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設分で外数。

5: POPs条約附属書Cにない発生源で、排出量が排出総量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい発生源については、集計を行わないこととしたため、合計から除くこととした。

6: 平成15年分までは「アルミニウム合金製造施設」としていたが、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、アルミニウム関連の発生源の総称として、この名称を使用することとしたため、平成16年より、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」に名称を変更。集計内容に変更はない。

7: ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に追加され、全国の事業場の排出量データが収集された年からの排出量の集計を行った。

8: 平成12年の排出量のうち、一般廃棄物焼却施設からの排出の推計値については、「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」(平成13年7月30日環境省報道発表)と整合させた。

9: 平成19年の排出量について、平成20年11月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

10: 平成21年の排出量について、平成22年12月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

11: 平成27年の排出量について、平成29年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

12: 平成25年の自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程については、アルミニウム第二次精錬・精製施設と重複することから、アルミニウム第二次精錬・精製施設の年間排出量の内数とした。

13: 平成14年～平成29年の各年の排出量について、平成15年12月～平成31年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

14: 平成28年～平成30年の各年の排出量について、平成30年1月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

15: 令和元年の排出量について、令和3年2月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

16: 備考欄の番号は次に示す事項と対応する。

(1): 平成12年6月環境庁推計	(7): 平成13年12月厚生労働省推計	(13): 平成15年8月環境省推計	(19): 平成16年9月厚生労働省推計
(2): 平成12年6月厚生省推計	(8): 平成13年12月経済産業省推計	(14): 平成15年11月環境省推計	(20): 平成16年9月経済産業省推計
(3): 平成12年6月通商産業省推計	(9): 平成14年7月環境省推計	(15): 平成15年11月厚生労働省推計	
(4): 平成12年6月環境庁・通商産業省推計	(10): 平成14年12月環境省推計	(16): 平成15年11月経済産業省推計	
(5): 平成13年7月環境省推計	(11): 平成14年12月厚生労働省推計	(17): 平成16年8月環境省推計	
(6): 平成13年12月環境省推計	(12): 平成14年12月経済産業省推計	(18): 平成16年9月環境省推計	

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(3/8)

発 生 源	排 出 量 (g-TEQ/年)							備 考						
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
I.大気への排出														
一般廃棄物焼却施設 注8	64	62	54	52	42	36	33	(21)	(25)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)
産業廃棄物焼却施設	69	73	62	58	41	33	28	(21)	(25)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)
小型廃棄物焼却炉等(法規制対象) 注9, 注11	38	31	25	24	30	19	19	(29)	(29)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)
小型廃棄物焼却炉(法規制対象外) 注9	43 - 64	47 - 70	50 - 76	45 - 63	18 - 23	13 - 14	13 - 14	(29)	(29)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)
火葬場	2.4 - 5.3	2.4 - 5.3	2.5 - 5.4	2.6 - 5.7	2.2 - 4.9	1.2 - 2.8	1.2 - 3.0	→	(27)	(30)	(33)	(36)	(39)	(42)
製鋼用電気炉 注13	64.8	51.1	39.8	50.7	33.3	20.3	30.9	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
鉄鋼業焼結工程	30.4	29.3	21.2	20.5	22.5	9.1	10.9	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
亜鉛回収施設	8.1	4.1	8.2	1.8	3.1	2.1	2.3	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
アルミニウム第二次精錬・精製施設 注6	10.2	13.1	11.4	13.4	9.71	8.53	7.30	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程 注10	2.6	1.7	1.1	1.8	1.2	2.2	1.1	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程 注1)a, 注12	0.09	0.36	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	(23)	(28)	(31)	←	←	←	←
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程 注1)a	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	←	←	←	←	←	←	←
自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程	0.04	0.01	0.01	0.054	0.020	0.006	0.001	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
製紙(KP回収ボイラー) 注1)b	0.086	0.084	0.086	0.11	0.084	0.056	0.073	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
塩ビモノマー製造施設	0.21	0.22	0.28	0.21	0.13	0.31	0.51	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
カプロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロベンゼン製造施設	0	0.000016	0.000018	0.000018	0.000013	0.000012	0.000002	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
硫酸カリウム製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミナ繊維製造施設	0.0095	0.022	0.0053	0.041	0.034	0.093	0.050	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
セメント製造施設 注4	0.94 (3.68)	1.29 (2.99)	1.37 (3.13)	1.26(2.82)	0.83(1.83)	0.86(1.79)	0.54(1.20)	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
耐火物原料製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耐火レンガ製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瓦製造施設 注1)a, 注5	0.0057	0.0048	0.0043	0.0041	0.0035	0.0029	0.0032	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
板ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス繊維製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光学ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(珪酸系原料)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(珪酸系原料等)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス容器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タイル製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衛生陶器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こう絆製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陶磁器食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガイン製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石灰製造施設 注1)a	1.09	1.1	1.1	1.2	1.2	0.8	1.1	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
鋳鋼製造施設	0.49	0.54	0.42	0.42	0.43	0.17	0.22	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
鋼一次製錬施設	0.37	0.56	0.49	1.28	1.02	0.43	0.32	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
鉛一次製錬施設	0.010	0.064	0.059	0.061	0.24	0.013	0.094	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
亜鉛一次製錬施設	0.158	0.076	0.12	0.031	0.011	0.918	1.37	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
銅回収施設	0	0	0	0	0	0	0	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
鉛回収施設	0.05	0.0045	0.0088	0.049	0.093	0.0068	0.011	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
貴金属回収施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伸銅品製造施設 注1)a	1.46	1.70	1.77	1.69	1.37	1.24	1.42	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
銅電線・ケーブル製造施設 注1)b	0.57	0.58	0.63	0.62	0.58	0.48	0.53	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設 注5	0.20	0.21	0.00039	0.0011	0.0031	0.011	0.014	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設 注14	0.87	1.7	1.6	1.6	2.0	0.5	0.3	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.19	0.095	0.079	0.10	0.086	0.282	0.388	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
火力発電所	1.99	2.15	1.99	2.22	1.30	1.18	1.26	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)
たばこの煙	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1 - 0.2	0.1	0.07	0.06	0.06	(24)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)
自動車排出ガス 注1)b	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(4/8)

発 生 源	排 出 量(g-TEQ/年)							備 考							
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
2.水への排出															
一般廃棄物焼却施設	0.002	0.001	0.003	0.002	0.0005	0.001	0.0021	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
産業廃棄物焼却施設	0.648	0.361	0.777	1.62	0.62	0.60	0.71	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
パルプ製造漂白施設	0.62	0.58	0.50	0.58	0.27	0.19	0.24	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
塩ビモノマー製造施設	0.07	0.10	0.084	0.067	0.056	0.055	0.051	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	0.011	0.008	0.027	0.023	0.009	0.008	0.011	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	0.0002	0.000010	0.000031	0.0000078	0.0000016	0.0000086	0.000013	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
カプロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設	0.08	0.038	0.036	0.029	0.016	0.012	0.010	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
クロロベンゼン製造施設	0.0048	0.0070	0.0079	0.0017	0.0034	0.00000016	0.000001	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
硫酸カリウム製造施設	注5 0	0	0	0	0	0	0	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
アセチレン製造施設	注5 0.013	0.0013	0.00086	0.00095	0.0069	0.0010	0.0012	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
アルミナ繊維製造施設	注5 0.0006	0.0026	0.0018	0.0029	0.0018	0.0016	0.0010	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
ジオキサジンバイオレット製造施設	注5 0.0019	0.0019	0.0009	0	0	0	0	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
亜鉛回収施設	注15 0.0047	0.0018	0.0007	0.0014	0.00061	0.00083	0.0004	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
黄色系顔料中間体製造施設	注5 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設	注5 0.0000023	0.00080	0.00016	0.00020	0.000043	0.0000001	0.0000002	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設	注5 0.000047	0.0000017	0.00011	0.00023	0.000046	0.000009	0.000137	(23)	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
下水道終末処理施設	0.355	0.457	0.228	0.277	0.188	0.131	0.23	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
共同排水処理施設	0.214	0.272	0.088	0.087	0.113	0.056	0.26	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
最終処分場	0.018	0.012	0.014	0.010	0.010	0.006	0.006	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
担体付き触媒の製造施設からの排ガス処理施設	注5 0.00036	0.00036	0.0000041	0.0000038	0.00000063	0.0000083	0.000000055	→	(28)	(31)	(34)	(37)	(40)	(43)	
PCB処理施設	注7 0.0000007	0.000025	0.00020	0.000023	0.000038	0.00000046	0.000005	(21)	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
フロン類破壊施設	注7 -	0.000022	0.00015	0.000023	0.000014	0.00014	0.000023	-	(26)	(29)	(32)	(35)	(38)	(41)	
合 計	345 - 370	329 - 356	289 - 317	286 - 307	215 - 223	155 - 157	159 - 161								
うち水への排出	2.0	1.8	1.8	2.7	1.3	1.1	1.5								

注1)：排出量の単位：g-TEQ/年。平成9年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、平成20年以降の排出量は可能な範囲でWHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

注1)a：自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程、アルミニウム鑄物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程、瓦製造施設、石灰製造施設、伸銅品製造施設の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

注1)b：製紙(KP回収ボイラー)、銅電線・ケーブル製造施設、自動車排ガスからの排出量はデータの一部に毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

2：備考欄の矢印は、矢印の指し示す方向の推計年と同様の排出があったとみなしたことを示す。

3：小型焼却炉は、事業所設置で焼却能力200kg/h未満のもの。

4：()内の値は、産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設分で外数。

5：POPs条約附属書Cにない発生源で、排出量が排出総量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい発生源については、集計を行わないこととしたため、合計から除くこととした。

6：平成15年分までは「アルミニウム合金製造施設」としていたが、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、アルミニウム関連の発生源の総称として、この名称を使用することとしたため、平成16年より、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」に名称を変更。集計内容に変更はない。

7：ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に追加され、全国の事業場の排出量データが収集された年からの排出量の集計を行った。

8：平成12年の排出量のうち、一般廃棄物焼却施設からの排出の推計値については、「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」(平成13年7月30日環境省報道発表)と整合させた。

9：平成19年の排出量について、平成20年11月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

10：平成21年の排出量について、平成22年12月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

11：平成27年の排出量について、平成29年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

12：平成25年の自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程については、アルミニウム第二次精錬・精製施設と重複することから、アルミニウム第二次精錬・精製施設の年間排出量の内数とした。

13：平成14年～平成29年の各年の排出量について、平成15年12月～平成31年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

14：平成28年～平成30年の各年の排出量について、平成30年1月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

15：令和元年の排出量について、令和3年2月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

16：備考欄の番号は次に示す事項と対応する。

(21): 平成17年8月環境省推計	(27): 平成18年10月厚生労働省推計	(33): 平成20年11月厚生労働省推計	(39): 平成22年10月厚生労働省推計
(22): 平成17年8月厚生労働省推計	(28): 平成18年10月経済産業省推計	(34): 平成20年11月経済産業省推計	(40): 平成22年11月経済産業省推計
(23): 平成17年8月経済産業省推計	(29): 平成19年12月環境省推計	(35): 平成21年11月環境省推計	(41): 平成24年2月環境省推計
(24): 平成17年10月環境省推計	(30): 平成19年10月厚生労働省推計	(36): 平成21年9月厚生労働省推計	(42): 平成23年11月厚生労働省推計
(25): 平成18年9月環境省推計	(31): 平成19年10月経済産業省推計	(37): 平成21年10月経済産業省推計	(43): 平成24年2月経済産業省推計
(26): 平成18年10月環境省推計	(32): 平成20年11月環境省推計	(38): 平成22年12月環境省推計	

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(5/8)

発 生 源	排 出 量 (g-TEQ/年)							備 考						
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
I.大気への排出														
一般廃棄物焼却施設 注8	32	31	30	27	24	24	22	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
産業廃棄物焼却施設	27	26	19	19	19	20	15	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
小型廃棄物焼却炉等(法規制対象) 注9, 注11	16	14	14	13	13	11	10	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
小型廃棄物焼却炉(法規制対象外) 注9	8.5	8.6	9.0	9.2	9.5	9.8	9.1	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
火葬場	1.3 - 3.1	1.3 - 3.1	1.3 - 3.2	1.3 - 3.2	1.3 - 3.2	1.4 - 3.3	1.4 - 3.3	(45)	(48)	(51)	(54)	(57)	(60)	(63)
製鋼用電気炉 注13	22.7	21.4	23.7	23.9	26.6	17.9	20.8	(46)	(49)	(52)	(55)	(58)	(61)	(64)
鉄鋼業焼結工程	11.9	14.1	12.0	10.6	7.1	8.6	9.2	(46)	(49)	(52)	(55)	(58)	(61)	(64)
亜鉛回収施設	2.5	0.93	3.2	2.9	3.2	2.9	1.7	(46)	(49)	(52)	(55)	(58)	(61)	(64)
アルミニウム第二次精錬・精製施設 注6	7.59	6.76	6.97	6.75	6.66	8.89	6.97	(46)	(49)	(52)	(55)	(58)	(61)	(64)
アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程 注10	1.1	1.1	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	←	←	(52)	←	←	(61)	←
自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程 注1)a, 注12	0.32	0.32	-	-	-	-	-	←	←	(52)	←	←	(61)	←
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程 注1)a	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	←	←	←	←	←	←	←
自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程	0.001	0.001	0.0004	0.0004	0.0004	0.0001	0.0001	←	←	(52)	←	←	(61)	←
製紙(KP回収ボイラー) 注1)b	0.073	0.073	0.067	0.067	0.067	0.10	0.10	←	←	(52)	←	←	(61)	←
塩ビモノマー製造施設	0.51	0.51	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	←	←	(52)	←	←	(61)	←
カプロラクタム製造(塩化ニトロソル使用)施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロベンゼン製造施設	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	0.0000002	0.0000002	←	←	(52)	←	←	(61)	←
硫酸カリウム製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミナ繊維製造施設	0.050	0.050	0.008	0.008	0.008	0.029	0.029	←	←	(52)	←	←	(61)	←
セメント製造施設 注4	0.54(1.20)	0.54(1.20)	0.30(0.70)	0.30(0.70)	0.30(0.70)	0.34(0.78)	0.34(0.78)	←	←	(52)	←	←	(61)	←
耐火物原料製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耐火レンガ製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瓦製造施設 注1)a, 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
板ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス繊維製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光学ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(瓦軸薬原料)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(珪酸軸薬原料等)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス容器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タイル製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衛生陶器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こう鉢製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陶磁器食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガイシ製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石灰製造施設 注1)a	1.1	1.1	0.95	0.95	0.95	0.92	0.92	←	←	(52)	←	←	(61)	←
鋳鋼製造施設	0.22	0.22	0.57	0.57	0.57	0.21	0.21	←	←	(52)	←	←	(61)	←
鋼一次製錬施設	0.32	0.32	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	←	←	(52)	←	←	(61)	←
鉛一次製錬施設	0.094	0.094	0.027	0.027	0.027	0.038	0.038	←	←	(52)	←	←	(61)	←
亜鉛一次製錬施設	1.37	1.37	0.07	0.07	0.07	0.36	0.36	←	←	(52)	←	←	(61)	←
銅回収施設	0	0	0	0	0	0	0	←	←	(52)	←	←	(61)	←
鉛回収施設	0.011	0.011	0.014	0.014	0.014	0.045	0.045	←	←	(52)	←	←	(61)	←
貴金属回収施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伸銅品製造施設 注1)a	1.42	1.42	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	←	←	(52)	←	←	(61)	←
銅電線・ケーブル製造施設 注1)b	0.53	0.53	0.49	0.49	0.49	0.45	0.45	←	←	(52)	←	←	(61)	←
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設 注15	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	←	←	(52)	←	←	(61)	←
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.388	0.388	0.099	0.099	0.099	0.408	0.408	←	←	(52)	←	←	(61)	←
火力発電所	1.26	1.26	1.62	1.62	1.62	1.52	1.52	←	←	(52)	←	←	(61)	←
たばこの煙	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	(44)	←	(50)	←	←	(59)	←
自動車排出ガス 注1)b	1.0	1.0	0.92	0.92	0.92	0.94	0.94	(44)	←	(50)	←	←	(59)	←

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(6/8)

発 生 源	排 出 量 (g-TEQ/年)							備 考						
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
2水への排出														
一般廃棄物焼却施設	0.00069	0.0010	0.00062	0.00075	0.0032	0.0011	0.00021	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
産業廃棄物焼却施設	0.35	0.64	0.48	0.29	0.32	0.37	0.31	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
パルプ製造漂白施設	0.24	0.24	0.09	0.09	0.09	0.14	0.14	←	←	(52)	←	←	(61)	←
塩ビモノマー製造施設	0.051	0.051	0.12	0.12	0.12	0.25	0.25	←	←	(52)	←	←	(61)	←
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	0.011	0.011	0.008	0.008	0.008	0.011	0.011	←	←	(52)	←	←	(61)	←
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	0.000013	0.000013	0.00000002	0.00000002	0.00000002	0.0000013	0.0000013	←	←	(52)	←	←	(61)	←
カプロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設	0.010	0.010	0.0047	0.0047	0.0047	0.011	0.011	←	←	(52)	←	←	(61)	←
クロロベンゼン製造施設	0.000001	0.000001	0.000002	0.000002	0.000002	0.0000001	0.0000001	←	←	(52)	←	←	(61)	←
硫酸カリウム製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アセチレン製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミナ繊維製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジオキサジンバイオレット製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛回収施設 注15	0.00003	0.00006	0.00002	0.00011	0.00001	0.00002	0.00010	(46)	(49)	(52)	(55)	(58)	(61)	(64)
黄色系顔料中間体製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下水道終末処理施設	0.50	0.11	0.22	0.19	0.20	0.16	0.055	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
共同排水処理施設	0.26	0.26	0.057	0.057	0.057	0.090	0.090	←	←	(50)	←	←	(59)	←
最終処分場	0.007	0.007	0.006	0.006	0.004	0.005	0.005	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
担体付き触媒の製造施設からの排ガス処理施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB処理施設 注7	0.000063	0.000006	0.000001	0.000003	0.000003	0.000006	0.000001	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
フロン類破壊施設 注7	0.000012	0.000010	0.000045	0.000079	0.012	0.0000031	0.0000018	(44)	(47)	(50)	(53)	(56)	(59)	(62)
合 計	142 - 144	136 - 138	129 - 131	123 - 125	119 - 121	114 - 116	106 - 108							
うち水への排出	1.4	1.3	1.0	0.8	0.8	1.0	0.9							

注1)：排出量の単位：g-TEQ/年。平成9年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、平成20年以降の排出量は可能な範囲でWHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

注1a)：自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程、アルミニウム鑄物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程、瓦製造施設、石灰製造施設、伸銅品製造施設の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

注1b)：製紙(KP回収ボイラー)、銅電線・ケーブル製造施設、自動車排ガスの排出量はデータの一部に毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

2)：備考欄の矢印は、矢印の指し示す方向の推計年と同様の排出があったとみなしたことを示す。

3)：小型焼却炉は、事業所設置で焼却能力200kg/h未満のもの。

4)：()内の値は、産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設分で外数。

5)：POPs条約附属書Cにない発生源で、排出量が排出総量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい発生源については、集計を行わないこととしたため、合計から除くこととした。

6)：平成15年分までは「アルミニウム合金製造施設」としていたが、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、アルミニウム関連の発生源の総称として、この名称を使用することとしたため、平成16年より、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」に名称を変更。集計内容に変更はない。

7)：ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に追加され、全国の事業場の排出量データが収集された年からの排出量の集計を行った。

8)：平成12年の排出量のうち、一般廃棄物焼却施設からの排出の推計値については、「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等(について)(平成13年7月30日環境省報道発表)と整合させた。

9)：平成19年の排出量について、平成20年11月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

10)：平成21年の排出量について、平成22年12月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

11)：平成27年の排出量について、平成29年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

12)：平成25年の自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程については、アルミニウム第二次精錬・精製施設と重複することから、アルミニウム第二次精錬・精製施設の年間排出量の内数とした。

13)：平成14年～平成29年の各年の排出量について、平成15年12月～平成31年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

14)：平成28年～平成30年の各年の排出量について、平成30年1月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

15)：令和元年の排出量について、令和3年2月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

16)：備考欄の番号は次に示す事項と対応する。

- (44): 平成25年1月環境省推計
(45): 平成24年11月厚生労働省推計
(46): 平成24年12月経済産業省推計
(47): 平成26年2月環境省推計
(48): 平成25年11月厚生労働省推計
(49): 平成26年2月経済産業省推計
- (50): 平成27年3月環境省推計
(51): 平成26年11月厚生労働省推計
(52): 平成27年2月経済産業省推計
(53): 平成28年3月環境省推計
(54): 平成27年11月厚生労働省推計
(55): 平成28年2月経済産業省推計
- (56): 平成29年3月環境省推計
(57): 平成29年1月厚生労働省推計
(58): 平成29年3月経済産業省推計
(59): 平成30年1月環境省推計
(60): 平成29年11月厚生労働省推計
(61): 平成30年1月経済産業省推計
- (62): 平成31年2月環境省推計
(63): 平成30年10月厚生労働省推計
(64): 平成30年12月経済産業省推計

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(7/8)

発 生 源	排出量(g-TEQ/年)						備考					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1.大気への排出												
一般廃棄物焼却施設 注8	20	20	22	19	25	25	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
産業廃棄物焼却施設	18	17	17	13	15	15	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
小型廃棄物焼却炉等(法規制対象) 注9, 注11	9.6	10	10	11	10	10	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
小型廃棄物焼却炉(法規制対象外) 注9	8.5	9.0	8.7	8.8	9.4	9.0	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
火葬場	1.4 - 3.4	1.4 - 3.4	1.4 - 3.4	1.5 - 3.6	1.6 - 3.9	1.6 - 3.9	(66)	(69)	(72)	(75)	(78)	(81)
製鋼用電気炉 注13	28.7	18.6	15.7	23.8	20.2	13.9	(67)	(70)	(73)	(76)	(79)	(82)
鉄鋼業焼結工程	11.5	9.0	5.4	4.9	4.9	10.1	(67)	(70)	(73)	(76)	(79)	(82)
亜鉛回収施設	1.7	1.2	1.2	1.2	0.99	1.20	(67)	(70)	(73)	(76)	(79)	(82)
アルミニウム第二次精錬・精製施設 注6	8.21	8.64	7.02	6.55	6.40	6.49	(67)	(70)	(73)	(76)	(79)	(82)
アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程 注10	1.5	0.90	0.90	0.90	4.1	4.1	←	(70)	←	←	(79)	←
自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程 注)1a, 注12	-	-	-	-	-	-	←	(70)	←	←	(79)	←
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程 注)1a	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	←	←	←	←	←	←
自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程	0.0001	0.0004	0.0004	0.0004	0.0054	0.0054	←	(70)	←	←	(79)	←
製紙(KP回収ボイラー) 注)1b	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	←	(70)	←	←	(79)	←
塩ビモノマー製造施設	0.17	0.30	0.30	0.30	0.22	0.22	←	(70)	←	←	(79)	←
カプロラクタム製造(塩化ニトロソル使用)施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロベンゼン製造施設	0.0000002	0.0000022	0.0000022	0.0000022	0.00000005	0.000000005	←	(70)	←	←	(79)	←
硫酸カリウム製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミナ繊維製造施設	0.029	0.087	0.087	0.087	0.061	0.061	←	(70)	←	←	(79)	←
セメント製造施設 注4	0.34(0.78)	0.36(1.04)	0.36(1.04)	0.36(1.04)	0.33(0.91)	0.33(0.91)	←	(70)	←	←	(79)	←
耐火物原料製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
耐火レンガ製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瓦製造施設 注)1a, 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
板ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス繊維製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光学ガラス製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(瓦礫業原料)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フリット(珪礫業原料等)製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス容器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラス食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タイル製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衛生陶器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こう鉢製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陶磁器食器製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガイシ製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石灰製造施設 注)1a	0.92	0.91	0.91	0.91	0.78	0.78	←	(70)	←	←	(79)	←
鋳鍛鋼製造施設	0.21	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	←	(70)	←	←	(79)	←
銅一次製錬施設	0.18	0.12	0.12	0.12	0.16	0.16	←	(70)	←	←	(79)	←
鉛一次製錬施設	0.038	0.042	0.042	0.042	0.007	0.007	←	(70)	←	←	(79)	←
亜鉛一次製錬施設	0.36	0.073	0.073	0.073	0.008	0.008	←	(70)	←	←	(79)	←
銅回収施設	0	0	0	0	0	0	←	(70)	←	←	(79)	←
鉛回収施設	0.045	0.059	0.059	0.059	0.022	0.022	←	(70)	←	←	(79)	←
貴金属回収施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伸銅品製造施設 注)1a	1.30	1.21	1.21	1.21	1.19	1.19	←	(70)	←	←	(79)	←
銅電線・ケーブル製造施設 注)1b	0.45	0.64	0.64	0.64	0.38	0.38	←	(70)	←	←	(79)	←
アルミニウム鋳物・ダイカスト製造施設 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設 注14	0.1	0.07	0.07	0.07	0.09	0.09	←	(70)	←	←	(79)	←
自動車用部品製造(アルミニウム鋳物・ダイカスト製造)施設	0.408	0.085	0.085	0.085	0.082	0.082	←	(70)	←	←	(79)	←
火力発電所	1.52	1.31	1.31	1.31	1.59	1.59	←	(70)	←	←	(79)	←
たばこの煙	0.05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	←	(68)	←	←	(77)	←
自動車排出ガス 注)1b	0.94	0.93	0.93	0.93	0.89	0.89	←	(68)	←	←	(77)	←

表2 ダイオキシン類の排出量の目録(ダイオキシン類排出インベントリー)(8/8)

発 生 源	排出量(g-TEQ/年)						備考					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2.水への排出												
一般廃棄物焼却施設	0.00020	0.00033	0.0012	0.00011	0.00020	0.00028	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
産業廃棄物焼却施設	0.37	0.28	0.36	0.35	0.18	0.27	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
パルプ製造漂白施設	0.14	0.30	0.30	0.30	0.16	0.16	←	(70)	←	←	(79)	←
塩ビモノマー製造施設	0.25	0.40	0.40	0.40	0.22	0.22	←	(70)	←	←	(79)	←
アルミニウム合金製造(アルミニウム圧延等)	0.011	0.008	0.008	0.008	0.005	0.005	←	(70)	←	←	(79)	←
アルミニウム合金製造(自動車・自動車部品製造)	0.0000013	0.0000004	0.0000004	0.0000004	0.000010	0.000010	←	(70)	←	←	(79)	←
カプロラクタム製造(塩化ニトリル使用)施設	0.011	0.022	0.022	0.022	0.0054	0.0054	←	(70)	←	←	(79)	←
クロロベンゼン製造施設	0.0000001	0.0000002	0.0000002	0.0000002	0.0000017	0.0000017	←	(70)	←	←	(79)	←
硫酸カリウム製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アセチレン製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アルミナ繊維製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ジオキサンバイオレット製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
亜鉛回収施設 注15	0.00030	0.00035	0.000047	0.000071	0.00025	0.00008	(67)	(70)	(73)	(76)	(79)	(82)
黄色系顔料中間体製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
下水道終末処理施設	0.076	0.084	0.57	0.044	0.15	0.034	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
共同排水処理施設	0.090	0.017	0.017	0.017	0.048	0.048	←	(68)	←	←	(77)	←
最終処分場	0.006	0.004	0.004	0.0070	0.0051	0.0049	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
担体付き触媒の製造施設からの排ガス処理施設 注5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
PCB処理施設 注7	0.1	0.000004	0.00001	0.0000006	0.0000001	0.00000004	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
フロン類破壊施設 注7	0.0000470	0.0000015	0.00000027	0.00000031	0.000085	0.000079	(65)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
合 計	117 － 119	103 － 105	98 － 100	98 － 100	105 － 107	104 － 106						
うち水への排出	1.1	1.1	1.7	1.2	0.8	0.8						

注)1: 排出量の単位:g-TEQ/年。平成9年から平成19年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、平成20年以降の排出量は可能な範囲でWHO-TEF(2006)を用いた値で表示した。

注)1a: 自動車解体・金属スクラップ即売業アルミニウムスクラップ溶解工程、アルミニウム鑄物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程、瓦製造施設、石灰製造施設、伸銅品製造施設の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

注)1b: 製紙(KP回収ボイラー)、銅電線・ケーブル製造施設、自動車排出ガスの排出量はデータの一部に毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

2: 備考欄の矢印は、矢印の指し示す方向の推計年と同様の排出があったとみなしたことを示す。

3: 小型焼却炉は、事業所設置で焼却能力200kg/h未満のもの。

4: ()内の値は、産業廃棄物処理施設設置許可を有する施設分で外数。

5: POPs条約附属書Cにない発生源で、排出量が排出総量の計上にほとんど影響を及ぼさない程度に小さい発生源については、集計を行わないこととしたため、合計から除くこととした。

6: 平成15年分までは「アルミニウム合金製造施設」としていたが、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、アルミニウム関連の発生源の総称として、この名称を使用することとしたため、平成16年より、「アルミニウム第二次精錬・精製施設」に名称を変更。集計内容に変更はない。

7: ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に追加され、全国の事業場の排出量データが収集された年からの排出量の集計を行った。

8: 平成12年の排出量のうち、一般廃棄物焼却施設からの排出の推計値については、「一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」(平成13年7月30日環境省報道発表)と整合させた。

9: 平成19年の排出量について、平成20年11月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

10: 平成21年の排出量について、平成22年12月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

11: 平成27年の排出量について、平成29年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

12: 平成25年の自動車解体・金属スクラップ即売業アルミニウムスクラップ溶解工程については、アルミニウム第二次精錬・精製施設と重複することから、アルミニウム第二次精錬・精製施設の年間排出量の内数とした。

13: 平成14年～平成29年の各年の排出量について、平成15年12月～平成31年3月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

14: 平成28年～平成30年の各年の排出量について、平成30年1月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

15: 令和元年の排出量について、令和3年2月の推計量に誤りが判明したため訂正した。

16: 備考欄の番号は次に示す事項と対応する。

(65): 令和2年2月環境省推計

(66): 令和元年12月厚生労働省推計

(67): 令和2年1月経済産業省推計

(68): 令和3年3月環境省推計

(69): 令和3年2月厚生労働省推計

(70): 令和3年2月経済産業省推計

(71): 令和4年3月環境省推計

(72): 令和4年1月厚生労働省推計

(73): 令和3年12月経済産業省推計

(74): 令和5年3月環境省推計

(75): 令和5年1月厚生労働省推計

(76): 令和4年12月経済産業省推計

(77): 令和6年3月環境省推計

(78): 令和5年12月厚生労働省推計

(79): 令和6年3月経済産業省推計

(80): 令和7年3月環境省推計

(81): 令和6年10月厚生労働省推計

(82): 令和7年1月経済産業省推計

6. 各発生源の排出量の推計方法

排出量の推計は平成9年から令和5年にかけて可能な範囲で実施しているが、各発生源においてデータが不足する年次については、推計が可能な年の排出量と同一と見なした。

各発生源の排出量の推計方法について以下に示す。

(I) 大気への排出

1) 一般廃棄物焼却施設

焼却施設ごとの年間焼却量、排出ガス中のダイオキシン類濃度、排出ガス量原単位（実測値）を掛け合わせることで、施設ごとに排出ガスからのダイオキシン類の排出量を算出し、合計することによりダイオキシン類の年間排出量を推計した。その結果、令和5年において調査対象であった一般廃棄物焼却施設（998施設）からのダイオキシン類の年間排出量を25 g-TEQと推計した。

2) 産業廃棄物焼却施設

焼却施設ごとの年間焼却量、排出ガス中のダイオキシン類濃度、排出ガス量原単位を掛け合わせることで、施設ごとに排出ガスからのダイオキシン類の排出量を算出し、合計することによりダイオキシン類の年間排出量を推計した。排出ガス量原単位は、焼却する廃棄物の種類毎に標準的な排出ガス量（乾き排出ガス量）を設定している。その結果、令和5年において調査対象であった産業廃棄物焼却施設（1,119施設）からのダイオキシン類の年間排出量を15 g-TEQと推計した。

3) 小型廃棄物焼却炉等

小型廃棄物焼却炉等とは、焼却能力が1時間当たり200kg未満の事業所に設置されている廃棄物焼却炉（以下「小型廃棄物焼却炉」という。）及びし尿処理施設及び下水道終末処理施設の汚泥焼却炉（以下「し尿処理施設汚泥焼却炉等」という。）を指す。

小型廃棄物焼却炉等からのダイオキシン類の排出量は、法に基づく施設設置の届出状況並びに平成18年度から平成21年度までに実施した未規制発生源調査等を基に推計を行った。その結果、(1) 焼却能力が50～200kg/時又は火床面積が0.5m²以上の法規制対象の小型廃棄物焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等からのダイオキシン類の令和5年の年間排出量を10 g-TEQと推計した。また、(2) 焼却能力が50kg/時未満の法規制対象外の小型廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の令和5年の年間排出量を9.0 g-TEQと推計した。

(1) 法規制対象の小型廃棄物焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等

法規制対象の小型焼却炉及びし尿処理施設汚泥焼却炉等については、施設設置者による測定結果や自治体による行政検査を基に施設ごとの年間排出量を算出し、推計を行った。

$$\text{年間排出量 (g-TEQ/年)} = \text{排出ガス濃度実測値 (ng-TEQ/m}^3\text{)} \times \text{日排出ガス量 (m}^3\text{/日)} \\ \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼動月数 (月)} \times 10^{-9}$$

排出ガス濃度実測値 C_s (ng-TEQ/m³) は、以下により算出した。

$$C_s = C_n \cdot (21 - O_s) / (21 - O_n)$$

C_n : 排出ガス濃度の測定結果報告値 (ng-TEQ/m³)

O_n : 標準酸素濃度 (廃棄物焼却炉 12%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)、20%を超える場合には、 $O_s=20\%$ とする。

このとき、推計対象期間中に廃止または新設された施設については、年間6ヶ月稼動とした。

排出ガス濃度、日排出ガス量、月使用日数等の値が不明な施設については、これらの値が把握されている施設のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った(表3)。

表3 平均年間排出量

焼却能力	平均年間排出量 (g-TEQ/年)
50kg/h 未満 (火床面積 0.5 m ² 以上)	0.0021
50kg/h 以上、100kg/h 未満	0.0023
100kg/h 以上、200kg/h 未満	0.0059
200kg/h 以上 (し尿処理施設汚泥焼却炉等)	0.00051

(2) 法規制対象外の小型廃棄物焼却炉

法規制対象外の小型廃棄物焼却炉については、平成18年度から平成21年度までに実施した未規制発生源調査に基づき算出された、法規制対象外の小型廃棄物焼却炉1基当たりの年間焼却量及び焼却量当たりのダイオキシン類排出量(表4、5)に令和5年度の全国の小型廃棄物焼却炉施設数を乗じることにより年間排出量を推計した。

令和5年度における施設数については、地方自治体で実施された法規制対象外の小型焼却炉に関する実態調査等に基づき推計した(表6)。なお、平成23年度より、施設数の推計方法について、実数が把握されていない地方自治体における施設数の推計指標の変更や、条例で法規制対象外の小型廃棄物焼却炉の設置が原則禁止されている地方自治体の実態を考慮する等の見直しを行った。

表4 稼働状況に係る原単位

焼却能力	年間焼却量 (t/年)
0～50kg/h 未満	4.2

表5 排出量に係る原単位

焼却能力	焼却量当たりダイオキシン類排出量 ($\mu\text{g-TEQ/kg}$)
0～50kg/h 未満	0.054

表6 全国の小型廃棄物焼却炉施設数

年度	施設数(基)
令和5年	39,500

※法規制対象の火床面積0.5 m^2 以上の小型廃棄物焼却炉を除く。

4) 火葬場

平成20年度及び平成21年度の厚生労働科学研究において、全国の火葬場延べ14施設(平成20年度4施設、平成21年度10施設)で排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定が行われた。平成21年度の研究で得られた遺体1体当たりのダイオキシン類排出量は、算術平均値2,390 ng-TEQ 、幾何平均値1,000 ng-TEQ であった。これらに令和5年度における火葬件数の実績(1,621,548体)を乗じることにより、令和5年のダイオキシン類の年間排出量を1.6～3.9 g-TEQ と推計した。

5) 製鋼用電気炉

令和5年の79施設についての測定結果115データ(0.0～1.4 ng-TEQ/m^3)を用いて算出した79施設からの年間排出量を、79施設での年間電炉鋼生産量で割ることにより、電炉鋼生産1t当たりの排出量原単位は581 ng-TEQ/t となる。これに令和5年の全国電炉鋼生産量23.0百万tを乗じると、年間排出量は13.4 g-TEQ となる。

さらに、22施設についての建屋ガスの測定結果20データ(0～0.19 ng-TEQ/m^3)を用いて算出した建屋ガスの年間排出量0.54 g-TEQ を加え、令和5年の年間総排出量13.9 g-TEQ を推計した。なお、建屋ガスも含めた年間総排出量を令和5年の全国電炉鋼生産量で割ると、電炉鋼生産1t当たりの排出量原単位は604 ng-TEQ/t となる。

6) 鉄鋼業焼結工程

令和5年の全国24施設についての測定結果26データ(酸素濃度15%換算値で、0.0000040～0.69 ng-TEQ/m^3)の酸素濃度15%

換算前の値を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和5年の年間総排出量 10.1 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和5年の焼結鉱生産量85百万tで割ることにより、焼結鉱生産1t当たりの排出量原単位は 119 ng-TEQ/t となる。

7) 亜鉛回収施設

令和5年の全国7施設についての施設設置者による測定結果15データ($0.00000072 \sim 2.8 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和5年の年間総排出量 1.20 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和5年のダスト処理量373千tで割ることにより、ダスト処理量1t当たりの排出量原単位は $3,204 \text{ ng-TEQ/t}$ となる。

8) アルミニウム第二次精錬・精製施設

令和5年の全国279施設についての施設設置者による測定結果273データ($0.0 \sim 3.6 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量(乾燥炉 0.28 g-TEQ 、焙焼炉 0.0001 g-TEQ 、溶解工程溶解炉 6.19 g-TEQ 、精製工程溶解炉 0.03 g-TEQ)を算出し、これを合計して、令和5年の年間総排出量 6.49 g-TEQ を推計した。

9) アルミニウム圧延業アルミニウムスクラップ溶解工程

令和4年の全国85施設についての施設設置者による測定結果85データ($0 \sim 3.9 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 4.09 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 4.09 g-TEQ を推計した。

10) 自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程

注) 「10) 自動車解体・金属スクラップ卸売業アルミニウムスクラップ溶解工程」については、「8) アルミニウム第二次精錬・精製施設」と重複することから、「8) アルミニウム第二次精錬・精製施設」の年間排出量の内数とした。

11) アルミニウム鋳物・ダイカスト製造業アルミニウムスクラップ溶解工程

平成15年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成15年の全国6施設についての施設設置者による測定結果6データ($0.000017 \sim 0.18 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注)}を用いて平成15年の年間総排出量 0.014 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても平成15年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量を 0.014 g-

TEQと推計した。

注) 毒性等価係数として WHO-TEF (1998) を用いた。

12) 自動車製造・自動車部品製造業アルミニウム切削くず乾燥工程

令和4年の全国2施設についての施設設置者による測定結果2データ ($0 \sim 0.056 \text{ ng-TEQ/m}^3$) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.00540 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.00540 g-TEQ を推計した。

13) 製紙 (KP回収ボイラー)

1施設についての平成12年(2000年)の施設設置者による測定結果1データ ($0.000051 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注)}、1施設についての平成13年(2001年)の施設設置者による測定結果1データ ($0.00021 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注)}、8施設についての平成15年(2003年)の施設設置者による測定結果1データ (0 ng-TEQ/m^3)^{注)}及び国による測定結果7データ ($0 \sim 0.00066 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注)}、2施設についての平成19年(2007年)の施設設置者による測定結果2データ ($0.00012 \sim 0.012 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注)}、1施設についての平成20年(2008年)の施設設置者による測定結果1データ ($0.00000085 \text{ ng-TEQ/m}^3$)、1施設についての平成27年(2015年)の施設設置者による測定結果1データ ($0.00000071 \text{ ng-TEQ/m}^3$)、1施設についての平成28年(2016年)の施設設置者による測定結果1データ ($0.0081 \text{ ng-TEQ/m}^3$) を合わせて、全国15施設についての測定結果15データ ($0 \sim 0.012 \text{ ng-TEQ/m}^3$) を用いて算出した15施設からの年間排出量を、15施設での年間黒液処理量で割ることにより、黒液処理1t当たりの排出量原単位は 8.93 ng-TEQ/t となる。

これに令和4年の全国年間黒液処理量11百万tを乗じて、令和4年の年間総排出量 0.102 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.102 g-TEQ を推計した。

注) 毒性等価係数として WHO-TEF (1998) を用いた。

14) 塩ビモノマー製造施設

令和4年の廃液焼却排出ガスについての施設設置者による測定結果(全国6施設、 $0.0032 \sim 1.20 \text{ ng-TEQ/m}^3$) を用いて算出した6施設か

らの年間排出量を、6施設での年間製品生産量で割ることにより、製品生産1 t当たりの排出量原単位は、廃液焼却排出ガスで 81.0 ng-TEQ/t となる。これに令和4年の全国年間製品生産量2,602千tを乗じて、年間総排出量 0.211 g-TEQ を推計した。

また、廃ガス焼却排出ガスについての施設設置者による測定結果（全国4施設、 $0.001 \sim 0.024 \text{ ng-TEQ/m}^3$ ）を用いて算出した各排出ガス種類ごとの年間排出量を、年間製品生産量で割ることにより、製品生産1 t当たりの排出量原単位は、廃ガス焼却排出ガスで 3.2 ng-TEQ/t となる。これに、令和4年の排出ガス種類ごとの年間製品生産量の合計値（廃ガス焼却排出ガス2,152千t）を乗じて、排出ガス種類ごとの令和4年の年間総排出量（廃ガス焼却排出ガス 0.007 g-TEQ ）を推計した。

さらに、排出ガス種類ごとの令和4年の年間総排出量を合計して、令和4年の年間総排出量 0.218 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.218 g-TEQ を推計した。

15) クロロベンゼン製造施設

令和4年の全国1施設についての施設設置者による1データ

（ $0.000003 \text{ ng-TEQ/m}^3$ ）を用いて施設の年間排出量を算出し、令和4年の年間総排出量 $0.000000005 \text{ g-TEQ}$ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 $0.000000005 \text{ g-TEQ}$ を推計した。

16) アルミナ繊維製造施設

令和4年の5施設についての施設設置者による測定結果4データ

（ $0.16 \sim 2.1 \text{ ng-TEQ/m}^3$ ）を用いて算出した5施設からの年間排出量を、測定施設の年間製品生産量で割ることにより、製品生産1 t当たりの排出量原単位は、 $164,544 \text{ ng-TEQ/t}$ となる。

これに全国6施設の令和4年製品生産量1,280 tを乗じて、令和4年の年間総排出量 0.061 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.061 g-TEQ を推計した。

17) セメント製造施設

令和4年の51施設についての施設設置者による測定結果49データ

（ $0.000001 \sim 0.064 \text{ ng-TEQ/m}^3$ ）を用いて算出した51施設からの年間排出量を、51施設での年間クリンカ生産量で割ることにより、クリンカ生産1 t当たりの排出量原単位は 27.4 ng-TEQ/t となる。

これに令和4年の全国クリンカ生産量45.3百万tを乗じて、令和4年の

年間総排出量 1.24 g-TEQ （産廃処理設置許可あり施設 0.91 g-TEQ 、産廃処理設置許可なし施設 0.33 g-TEQ ）を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.33 g-TEQ を推計した。

18) 石灰製造施設

平成12年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成12年の製品生産1 t当たりの排出量原単位 124.6 ng-TEQ/t ^{注)}に令和4年の全国製品生産量 $6,234 \text{ 千t}$ を乗じることにより、令和4年の年間総排出量 0.777 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.777 g-TEQ を推計した。

注) 毒性等価係数として WHO-TEF (1998) を用いた。

19) 鋳鍛鋼製造施設

令和4年の7施設についての施設設置者による測定結果9データ

($0.0000000 \sim 0.069 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて算出した7施設からの年間排出量を、7施設での年間鋼屑装入量で割ることにより、鋼屑装入量1 t当たりの排出量原単位は 125.9 ng-TEQ/t となる。

これに令和4年の全国年間鋼屑装入量 $1,145 \text{ 千t}$ を乗じて、令和4年の年間総排出量 0.144 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.144 g-TEQ を推計した。

20) 銅一次製錬施設

令和4年の全国6施設についての施設設置者による測定結果11データ

($0 \sim 0.02841 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.155 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.155 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の生産量 $1,431 \text{ 千t}$ で割ることにより、1 t当たりの排出量原単位は 108.30 ng-TEQ/t となる。

21) 鉛一次製錬施設

令和4年の全国2施設についての施設設置者による測定結果2データ

($0 \sim 0.124 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.007 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.007 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の生産量159千tで割ることにより、生産量1t当たりの排出量原単位は44.15ng-TEQ/tとなる。

22) 亜鉛一次製錬施設

令和4年の全国6施設についての施設設置者による測定結果9データ(0~0.015ng-TEQ/m³)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量0.008g-TEQを推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量0.008g-TEQを推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の生産量827千tで割ることにより、1t当たりの排出量原単位は9.98ng-TEQ/tとなる。

23) 銅回収施設

調査対象であった銅回収業は廃止しており、対象設備はありません。

24) 鉛回収施設

令和4年の全国3施設についての施設設置者による測定結果4データ(0.0065~0.0566ng-TEQ/m³)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量0.022g-TEQを推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量0.022g-TEQを推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の原料装入量112千tで割ることにより、原料装入量1t当たりの排出量原単位は199.4ng-TEQ/tとなる。

25) 伸銅品製造施設

平成16年以後、新たな測定は行われていないため、平成16年の6施設についての測定結果6データ(0.0054~1.83ng-TEQ/m³)^{注)}を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、年間生産量で割ることにより、生産量1t当たりの排出量原単位は1,646ng-TEQ/tとなる。

これに令和4年の年間生産量725千tを乗じて、令和4年の年間総排出量1.19g-TEQを推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量1.19g-TEQを推計した。

注) WHO-TEF(1998)からWHO-TEF(2006)に換算。

26) 銅電線・ケーブル製造施設

シャフト炉については、平成15年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成15年の施設設置者による測定結果3データ(3施設)及び平成11年の施設設置者による測定結果1データ(1施設)、合わせて4施設についての測定結果4データ(0.091~2.4ng-TEQ/m³)^{注1)}

を用いて算出した5施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量1 t当たりの排出量原単位は 913 ng-TEQ/t となる。これに、令和4年のシャフト炉の年間生産量354千tを乗じて、シャフト炉からの年間総排出量 0.38 g-TEQ を算出した。

また、反射炉については、平成16年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成16年の施設設置者による測定結果1データ

(0.094 ng-TEQ/m^3)^{注2)}を用いて算出した1施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量1 t当たりの排出量原単位は 184 ng-TEQ/t となる。これに、令和4年の反射炉の年間生産量20.4千tを乗じて、反射炉からの年間総排出量 0.0044 g-TEQ を算出した。

さらに、DIP炉については、平成11年排出量の推計以後、新たな測定は行われていないため、平成11年の施設設置者による測定結果1データ

($0.0021 \text{ ng-TEQ/m}^3$)^{注2)}を用いて算出した1施設からの年間排出量を、年間生産量で割ることにより、生産量1 t当たりの排出量原単位は 0.46 ng-TEQ/t となる。これに、令和4年のDIP炉の年間生産量57.6千tを乗じて、DIP炉からの年間総排出量 0.000031 g-TEQ を算出した。

これら炉種類ごとの年間総排出量を合計して、令和4年の年間総排出量 0.38 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.38 g-TEQ を推計した

注1) 5データのうち2データは毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

注2) 毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を用いた。

27) 自動車製造（アルミニウム鋳物・ダイカスト製造）施設

令和4年の56施設についての施設設置者による測定結果50データ

($0 \sim 1.0 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて算出した50施設からの年間排出量を、50施設での年間生産量で割ることにより、生産1 t当たりの排出量原単位は 310 ng-TEQ/t となる。これに令和4年の全国生産量277千tを乗じて、令和4年の年間総排出量 0.09 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.09 g-TEQ を推計した。

28) 自動車用部品製造（アルミニウム鋳物・ダイカスト製造）施設

令和4年の全国45施設についての施設設置者による測定結果38データ

($0 \sim 0.91 \text{ ng-TEQ/m}^3$)を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.082 g-TEQ と推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.082 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の年間生産量225千tで割ることにより、

生産量 1 t 当たりの排出量原単位は 367 ng-TEQ/t となる。

29) 火力発電所

平成 9～19 年の 19 施設についての施設設置者による測定結果を用いて算出した発電電力量 1 kWh 当たりの排出量原単位（石炭 $0.00415 \text{ ng-TEQ/kWh}$ 、重原油 $0.00226 \text{ ng-TEQ/kWh}$ 、LNG $0.00109 \text{ ng-TEQ/kWh}$ ）に令和 4 年の燃料種類別の年間発電電力量（石炭 2,862.73 億 kWh、重原油 240.75 億 kWh、LNG 3,167.73 億 kWh（令和 3 年度・令和 4 年度電力調査統計から、全事業者の令和 4 年燃料種類別発電電力量を合計））を乗じて、燃料種類ごとの年間総排出量（石炭 1.188 g-TEQ 、重原油 0.054 g-TEQ 、LNG 0.345 g-TEQ ）を算出し、これを合計して、令和 4 年の年間総排出量 1.59 g-EQ を推計し、令和 5 年の排出量についても令和 4 年と同等であると見なして、令和 5 年の年間総排出量 1.59 g-TEQ を推計した。

30) たばこの煙

たばこのダイオキシン類含有量については Matsueda らの報告がある^{注)}。

Matsueda らは 1992 年に市販されている各国の紙巻きたばこについてダイオキシン類の含有量を調査しているが、日本銘柄のたばこのダイオキシン類含有量を用い、たばこの燃焼により新たなダイオキシン類の生成や異性体プロフィールの変化が起こらず全てのダイオキシン類が喫煙によりたばこから環境中に放出されると仮定した場合、 0.275 pg-TEQ/本 という排出原単位が求められる。これに令和 4 年度のたばこ消費量 926 億本/年を乗じることによって、令和 4 年度の年間排出量を 0.03 g-TEQ と推計し、令和 5 年度の排出量についても令和 4 年度と同等であると見なして、令和 5 年度の年間排出量 0.03 g-TEQ を推計した。

なお、活動量（たばこ消費量）に関するデータの信頼性は高いが、排出量原単位推計における仮定の要素が大きいため、排出量全体としての信頼性はかなり低いと考えられる。

注) Matsueda et al. : Concentration of PCDDs, PCDFs and Coplanar PCBs in Cigarettes From Various Countries, ORGANOHALOGEN COMPOUNDS Vol.20, (1994)

31) 自動車排出ガス

環境省が試行的に自動車排出ガス中のダイオキシン類の濃度をシャシダイナモメータシステム等を用いて測定した結果を燃料消費量当たりの排出量に換算すると、ディーゼル車については平均値 31 pg-TEQ/L （ $1.2 \sim 161 \text{ pg-TEQ/L}$ ）、ガソリン車については平均値 2.87 pg-TEQ/L （ $0.31 \sim 16 \text{ pg-TEQ/L}$ ）となる（表 7）。この数値が

国内の自動車我代表するものと仮定し、令和4年度の我が国の自動車燃料消費量（軽油：24,589,083 kL、ガソリン：43,856,906 kL）^{注)}を乗じると、ダイオキシン類の令和4年度の年間排出量はディーゼル車0.76 g-TEQ、ガソリン車0.13 g-TEQ、自動車合計で0.89 g-TEQとなり、令和5年度の排出量についても令和4年度と同等であると見なして、令和5年度の年間総排出量0.89 g-TEQを推計した。

なお、計16台の実測データを基に試算しているが、測定例が依然として少ないこと、測定法が確立していないこと等から、年間排出量の推計における仮定の要素が大きく、排出量推計の信頼性はかなり低いと考えられる。

注) 令和4年度自動車燃料消費量統計年報より。

表7 自動車からのダイオキシン類排出実態調査結果

WHO-TEF¹⁾

車 種		測定条件	排出濃度:ng-TEQ/m ³	燃料当たり排出量: pg-TEQ/L
ディーゼル	トラック	①13 モード ²⁾	0.00341	99.63
		②80 km定速 40%回転・負荷 ³⁾	0.00015 0.00208	4.99 103.36
		③13 モード	0.00012	8.65
		④ ⁴⁾ 13 モード 80 km定速 40%回転・負荷	0.00011 0.00004 0.00006	3.48 1.20 1.70
	乗用車	⑤80 km定速	0.00041	4.28
		⑥80 km定速	0.00042	4.63
		⑦80 km定速	0.00020	2.21
		⑧80 km定速 10・15 モード ⁵⁾	0.00006 0.00017	1.47 3.70
		⑨80 km定速 10・15 モード	0.00949 0.01318	111.94 160.91
		⑩80 km定速	0.00069	6.39
		⑪80 km定速 10・15 モード	0.00032 0.00057	3.6 6.65
ガソリン	トラック	⑫80 km定速 実走行モード ⁶⁾	0.00022 0.00004	1.10 0.43
	乗用車	⑬80 km定速 10・15 モード	0.00166 0.00044	16.42 4.50
		⑭80 km定速 10・15 モード	0.00007 0.00013	0.69 1.25
		⑮80 km定速 10・15 モード	0.00030 0.00003	3.05 0.31
		⑯80 km定速 10・15 モード	0.00006 0.00003	0.59 0.33

(主要諸元等)

- ・ディーゼルトラックはすべて直噴式の平成6年排出ガス規制適合車。③は2t積クラスで他は10t積クラス。
- ・ディーゼル乗用車は⑥⑦⑩が直噴式、⑨⑪が副室式の平成10年排出ガス規制適合車で、⑤⑧が副室式の平成9年排出ガス規制適合車。
- ・ガソリントラックは平成10年排出ガス規制適合車。
- ・ガソリン乗用車は⑯が平成12年排出ガス規制適合車。他は昭和53年排出ガス規制適合車。
- ・トラックは半積載、乗用車は110kg積載の条件で測定。
- ・①⑨⑪⑫⑮⑯は環境省が、②⑤⑥⑦⑩⑬は(社)日本自動車工業会が、③④⑧⑭は石油基盤技術研究所がそれぞれ測定したデータ。

(注)

- ①②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑬⑭は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998)を、⑨⑫⑮⑯はWHO-TEF(2006)を用いた。
- 「13モード」とは、大型車用の法定の排出ガスの測定方法であるディーゼル自動車用13モードと同様の運転条件のこと。
- 「40%回転・負荷」とは、エンジンの最高出力時の回転数の40%の回転数で、その負荷を全負荷の40%にして運転している状態のこと。
- ④の測定データのみ車両ではなく、エンジン単体を用いた試験により得られたもの。なお、80km定速の測定条件は80kmで定速走行時のエンジン状態を再現して実施したもの。
- 「10・15モード」とは、乗用車用の法定の排出ガスの測定方法である10・15モードと同様の運転条件のこと。
- 「実走行モード」とは、平均車速26.1km/hの実走行モードのこと。

(Ⅱ) 水への排出

1) 一般廃棄物焼却施設

法の対象となる廃棄物焼却炉のうち、一般廃棄物の処理に用いられているものから発生するガスの処理施設（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設）及び当該廃棄物焼却炉から生じた灰の貯留施設（汚水等を排出するもの）を対象とした。

当該年度において公共用水域に排水を排出している一般廃棄物焼却施設を有する事業場（56事業場）について、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場（16事業場）と灰貯留施設のみを有する事業場（40事業場）についてそれぞれ推計を行った。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量（g-TEQ/年）

$$\begin{aligned} &= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ &\quad \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12} \end{aligned}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。この結果より、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場からの排出量（0.00021 g-TEQ）と灰貯留施設のみを有する事業場からの排出量（0.000072 g-TEQ）を合計して、一般廃棄物焼却施設からの令和5年の年間排出量を0.00028 g-TEQと推計した。

2) 産業廃棄物焼却施設

法の対象となる廃棄物焼却炉のうち、主に産業廃棄物の処理に用いられているものから発生するガスの処理施設（廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設）及び当該廃棄物焼却炉から生じた灰の貯留施設（汚水等を排出するもの）を対象とした。

当該年度において公共用水域に排水を排出している産業廃棄物焼却施設を有する事業場（144事業場）について、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場（136事業場）と灰貯留施設のみを有する事業場（8事業場）についてそれぞれ推計を行った。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量 (g-TEQ/年)

$$= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。この結果より、廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設を有する事業場からの排出量 (0.17 g-TEQ) と灰貯留施設のみを有する事業場からの排出量 (0.096 g-TEQ) を合計して、産業廃棄物焼却施設からの令和5年の年間排出量を 0.27 g-TEQ と推計した。

3) パルプ製造漂白施設

令和4年の全国28施設についての施設設置者による測定結果28データ (0~2.6 pg-TEQ/L) 及び自治体測定結果2データ (0.0017~0.0018 pg-TEQ/L) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.16 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.16 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の年間晒クラフトパルプ生産量6,316千tで割ることにより、晒クラフトパルプ生産1t当たりの排出量原単位は 24.6 ng-TEQ/t となる。

4) 塩ビモノマー製造施設

令和4年の全国6施設についての施設設置者による測定結果8データ (0.01~4.35 pg-TEQ/L) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.224 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.224 g-TEQ を推計した。

なお、年間総排出量を令和4年の年間総生産量2,602千tで割ることにより、生産1t当たりの排出量原単位は 86.1 ng-TEQ/t となる。

5) アルミニウム合金製造 (アルミニウム圧延等)

令和4年の全国9施設についての施設設置者による測定結果9データ (0.0011~2.0 pg-TEQ/L) を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.005 g-TEQ を推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.005 g-TEQ を推計した。

6) アルミニウム合金製造（自動車・自動車部品製造）

令和4年の全国2事業所についての施設設置者による測定結果2データ（ $0.00018 \sim 0.094 \text{ ng-TEQ/L}$ ）を用いて事業所ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量 0.00000996 g-TEQ と推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.00000996 g-TEQ を推計した。

7) カプロラクタム製造（塩化ニトロシル使用）施設

令和4年の全国1施設についての施設設置者による測定結果3データ（ $0.19 \sim 0.40 \text{ pg-TEQ/L}$ ）を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して、令和4年の年間総排出量を 0.00538 g-TEQ と推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.00538 g-TEQ を推計した。

8) クロロベンゼン製造施設

令和4年の全国1施設についての施設設置者による測定結果1データ（ 0.049 pg-TEQ/L ）を用いて施設ごとの年間排出量を算出し、令和4年の年間総排出量を 0.0000017 g-TEQ と推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量 0.0000017 g-TEQ を推計した。

9) 亜鉛回収施設

令和5年の全国5施設について、排水への排出に該当する3施設設置者による測定結果3データ（ $0.0 \sim 0.054 \text{ pg-TEQ/L}$ ）を用いて、施設ごとの年間排出量を算出し、これを合計して令和5年の年間総排出量 0.00008 g-TEQ を推計した。

なお、令和5年の年間総排出量を3施設の電炉ダスト処理量195千tで割ることにより、電炉ダスト処理量1t当たりの排出量原単位は 0.408 ng-TEQ/t となる。

10) 下水道終末処理施設

令和5年度において公共用水域に放流している、法の対象となる下水道終末処理施設を有する事業場（206事業場）を対象とした。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量 (g-TEQ/年)

$$\begin{aligned} &= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ &\quad \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12} \end{aligned}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。これにより、下水道終末処理施設からの令和5年の年間排出量を0.034 g-TEQと推計した。

11) 共同排水処理施設

工場、事業場の排水を当該事業者以外の者が処理する共同排水処理施設については、令和4年度において公共用水域に排水を排出しており法の対象となる共同排水処理施設を有する事業場は20事業場であった。

これらの事業場は法に基づき、毎年1回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量 (g-TEQ/年)

$$\begin{aligned} &= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ &\quad \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12} \end{aligned}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。これにより、共同排水処理施設からの令和4年の年間排出量を0.048 g-TEQと推計し、令和5年の排出量についても令和4年と同等であると見なして、令和5年の年間総排出量0.048 g-TEQを推計した。

12) 最終処分場

令和5年に最終処分場ごとに測定された排水中のダイオキシン類濃度の平均値、最終処分場の埋立面積、降水量及び雨水の土への浸透率を乗じることにより、排水中のダイオキシン類の年間排出量を推計した。(ただし、一般廃棄物最終処分場については、上記計算方法により都道府県別に年間排出量を推計した後全国集計しており、産業廃棄物最終処分場については、全国平均値を用いて推計した。) その結果として、令和5年において調査対象であった一般廃棄物最終処分場(1, 482施設)、産業廃棄物最終処分場(613施設)からの排水中のダイオキシン類の年間排出量を一般廃棄物最終処分場: 0.0025 g-TEQ、産業廃棄物最終処分場: 0.0024 g-TEQ、合計0.0049 g-TEQと推計した。

13) P C B 処理施設

法の対象となる P C B 処理施設を有する事業場のうち、当該年度に公共用水域に排水を排出しているもの（3 事業場）を対象とした。

これらの事業場は法に基づき、毎年 1 回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量（g-TEQ/年）

$$= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。これにより、P C B 処理施設からの令和 5 年の年間排出量を 0.00000004 g-TEQ と推計した。

14) フロン類破壊施設

法の対象となるフロン類破壊施設を有する事業場のうち、当該年度に公共用水域に排水を排出しているもの（14 事業場）を対象とした。

これらの事業場は法に基づき、毎年 1 回以上の排水中ダイオキシン類濃度の測定が義務付けられており、この施設設置者による測定結果を基に、自治体による行政検査対象となった事業場についてはその結果を含め、事業場ごとの年間排出量を算出した。

当該事業場の年間排出量（g-TEQ/年）

$$= \text{排水濃度実測値 (pg-TEQ/L)} \times 10^3 \times \text{日排水量 (t/日)} \\ \times \text{月使用日数 (日/月)} \times \text{年間稼働月数 (月/年)} \times 10^{-12}$$

この算出において、排水濃度、日排水量等の値が不明な事業場については、これらの値が把握されている事業場のデータを基に算出した平均年間排出量を用いて推計を行った。これにより、フロン類破壊施設からの令和 5 年の年間排出量を 0.000079 g-TEQ と推計した。

【 資 料 】 毒性等価係数 (TEF)

a) PCDD 及び PCDF

異性体		WHO-TEF (1998)	WHO-TEF (2006)
PCDD	2, 3, 7, 8-TeCDD	1	1
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	1	1
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	0.1	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.01	0.01
	OCDD	0.0001	0.0003
PCDF	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.05	0.03
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.5	0.3
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	0.1	0.1
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF	0.1	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	0.01	0.01
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	0.01	0.01
	OCDF	0.0001	0.0003

b) コプラナー P C B

異性体		WHO-TEF (1998)	WHO-TEF (2006)
ノンオルト体 (Non-ortho)	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)	0.0001	0.0003
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	0.0001	0.0001
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	0.1	0.1
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	0.01	0.03
モノオルト体 (Mono-ortho)	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)	0.0001	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)	0.0001	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.0001	0.00003
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)	0.0005	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.00001	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)	0.0005	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	0.0005	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	0.0001	0.00003